|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　様式第1号(規則第６条関係) | 使 用 料 | 納付書・請求書 |
| 　 | システム |  |
| 　 | 利用簿 | 月　　日　記載・確認　 |

十日町情報館利用申込書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用期日 | 複数回利用 | 　　　年　　月　　日(　)・　　日(　)・　　日(　)・　　日(　) |
| 継続利用 | 　　　年　　月　　日(　)～　　月　　日(　) |
| 利用時間 | 午 | 前後 | 　　時　　分～午 | 前後 | 　　時　　分(うち本番　　時　　分～　　時　　分) |
| 集会の名称(集会の目的) | (　　　　　　　　　　　　　) | 参集予定人数 | 人　 |
| 入場料徴収 | 有(　　　　　円)・無 |
| 区　　分 | 施設・設備名(該当個所に○印記入) | 使用料(販売割増　　　％) |
| 午前 | 午後 | 夜間 | 販売割増分 |
| 施　　設 | 視聴覚ホール | 　 |  |  |  |  |
| （ステージのみ利用） | 　 |  |  |  |  |
| 第１集会室 | 　 |  |  |  |  |
| 第２集会室 | 　 |  |  |  |  |
| 第３集会室 | 　 |  |  |  |  |
| 第４集会室 | 　 |  |  |  |  |
| 多目的コーナー | 　 |  |  |  |  |
| （ギャラリーとして利用） | 　 |  |  |  |  |
| コンピュータ研修室 | 　 |  |  |  |  |
| ボランティア室 | 　 |  |  |  |  |
| 視聴覚スタジオ | 　 |  |  |  |  |
| 設　　備 | ビデオプロジェクター | 　 | 3,000円 | 　 |
| グランドピアノ | 　 | 3,600円 | 　 |
| 16ミリ映写機 | 　 | 1,560円 | 　 |
| コンピュータ研修室機器 | 　 | 3,000円 | 　 |
| 　使用料合計(A)　　　　　　　　　　　　円＝　　　　　＋　　　　　＋　　　　　＋ |
| 使用料の減免(裏面参照) | 　　％減免【規則第10条該当】、減免額(B)　　　　　　円 |
| 減免後使用料合計　　【(A)－(B)】 | 円 | 徴収簿No. | 　 |
| 備　　考 | (情報館と事前に打ち合わせておきたいことを記入してください。) |

　　十日町情報館条例及び同施行規則に基づき申し込みます。

　　　　　　年　　月　　日

団体名　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

代表者住所　　　　　　　　　　　　　　　　(電話　　　　　　　　　　　)

当日責任者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　(電話　　　　　　　　　　　)

様式第2号(第6条関係)

十日町情報館利用許可書

　　十日町情報館条例及び同施行規則に基づき許可します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 館　　長 | 課　　長 | 庶務係長 | 取 扱 者 | 　　　　　十　日　町　市　教　育　委　員　会※　許可年月日　　　　年　　月　　日 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 施設名 | 使用料 |
| 午　前 | 午　後 | 夜　間 |
| 午前９時から正午まで | 午後１時から午後５時まで | 午後６時から午後９時30分まで |
| ホール | 視聴覚ホール | 10,800円 | 14,400円  | 18,000円 |
| （ステージのみを使用する場合） | 9,000円 | 12,000円  | 14,400円 |
| ※正午から午後１時までの使用に係る使用料は午前の使用料の３分の１の額とし、午後５時から午後６時までの使用に係る使用料は午後の使用料の４分の１の額とします。 |
| 区　分 | 施設・設備名 | 使用料（１時間当たり） |
| 午前９時から午後６時まで | 午後６時から午後９時30分まで |
| 集会室等 | 第１集会室 | 840円  | 1,200円 |
| 第２集会室 | 600円  | 840円 |
| 第３集会室 | 600円  | 840円 |
| 第４集会室 | 600円  | 840円 |
| 多目的コーナー | 600円  | 840円 |
| 多目的コーナー（ギャラリーとして使用する場合） | 240円  | 240円 |
| コンピュータ研修室 | 960円  | 1,440円 |
| 設　備 | ビデオプロジェクター | １回の使用につき3,000円 |
| グランドピアノ | １回の使用につき3,600円 |
| 16ミリ映写機 | １回の使用につき1,560円 |
| コンピュータ研修室機器 | １回の使用につき3,000円 |

**使用料**

|  |
| --- |
| １　使用時間には、使用の準備及び使用後の原状回復に要する時間を含みます。２　興行イベントを目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍とします。３　商品の販売、展示、商業宣伝等の営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の３倍とします。 |

|  |
| --- |
| ※使用時間が１時間に満たない場合でも、１時間とみなします。※多目的コーナー・ギャラリーは、図書館の開館時間中（午前９時から午後７時まで）当該施設を専有している時間の使用料がかかります（休館日を除く。）。※ピアノの調律料は、使用者の負担とします。 |

**減　免**

|  |
| --- |
| １　使用に当たっては、使用料が減免となる団体等があります。２　使用料減免の可否を判断するため、必要な書類の提出を求める場合があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対　象 | 減免率（％） |
| 専ら催事に利用する場合 | 専ら練習等のために利用する場合 |
| 十日町市、津南町（以下「広域市町」という。） | 100 | 100 |
| 広域市町が組織団体となっている一部事務組合 | 100 | 100 |
| 国及び地方公共団体 | 50 | 100 |
| 広域市町内の青少年育成団体 | 100 | 100 |
| 広域市町内の小学校、中学校及び特別支援学校 | 100 | 100 |
| 広域市町立学校以外の学校 | 50 | 100 |
| 広域市町内の児童福祉法に規定する保育所及び認定こども園 | 50 | 100 |
| 広域市町内の社会教育関係団体 | 50 | 50 |
| 広域市町内の社会福祉関係団体 | 50 | 100 |
| 広域市町内の障がい者関係団体 | 50 | 100 |
| 広域市町内の地域振興関係団体 | 50 | 100 |
| その他教育委員会が必要と認めた場合 | 必要と認めた率 |